

和気町森林整備計画

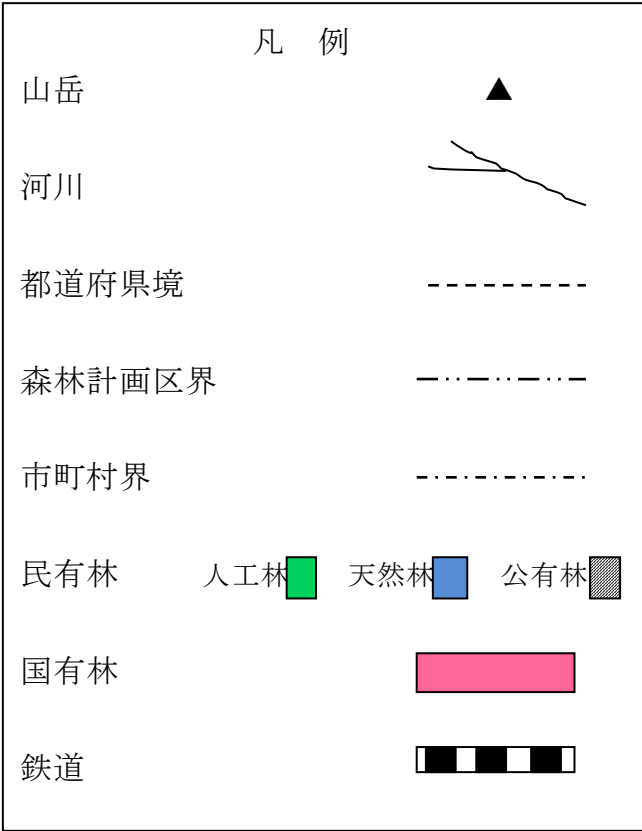
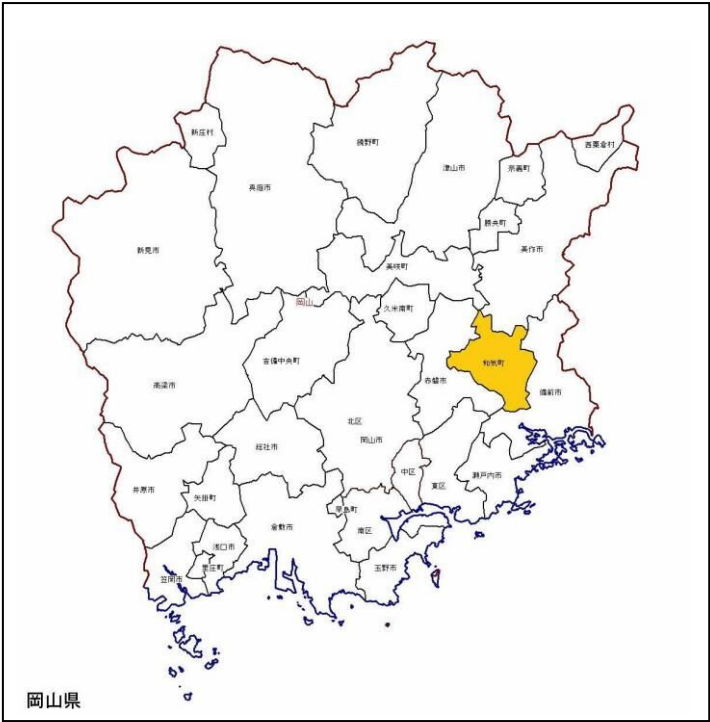
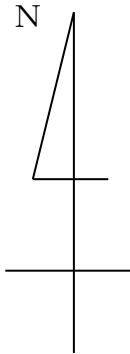
計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
 至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日
 (令和 6 年 3 月 2 5 日変更)

岡山県和気郡
和 気 町

令和５年３月２８日付けで樹立した和気町森林整備計画（計画期間は令和５年４月１日から令和１５年３月３１日まで）を、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の６の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、令和６年４月１日から効力を生ずるものとする。

市町村位置図



縮尺 5 万分の 1

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	P 1
2 森林整備の基本方針	P 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	P 5

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	P 6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P 6
3 その他必要な事項	P 7

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	P 7
2 天然更新に関する事項	P 9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P 11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P 11
5 その他必要な事項	P 12

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P 12
2 保育の種類別の標準的な方法	P 13
3 その他必要な事項	P 13

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	P 14
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 15
3 その他必要な事項	P 20

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P 20
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	P 20
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P 20
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	P 20
5 その他必要な事項	P 20

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 | P 2 0 |
| 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | P 2 1 |
| 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | P 2 1 |
| 4 その他必要な事項 | P 2 1 |

第7 作業路網その他森林の整備のための必要な施設の整備に関する事項

- | | |
|---|-------|
| 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 | P 2 1 |
| 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 | P 2 2 |
| 3 作業路網の整備に関する事項 | P 2 3 |
| 4 その他必要な事項 | P 2 4 |

第8 その他必要な事項

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | P 2 4 |
| 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | P 2 4 |
| 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 | P 2 5 |

Ⅲ 森林の保護に関する事項**第1 鳥獣害の防止に関する事項**

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | P 2 5 |
| 2 その他必要な事項 | P 2 6 |

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 | P 2 7 |
| 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） | P 2 7 |
| 3 林野火災の予防の方法 | P 2 7 |
| 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | P 2 7 |
| 5 その他必要な事項 | P 2 7 |

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- | | |
|--|-------|
| 1 保健機能森林の区域 | P 2 8 |
| 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | P 2 8 |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 | P 2 8 |
| 4 その他必要な事項 | P 2 9 |

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 森林経営計画の作成に関する事項 | P 2 9 |
| 2 生活環境の整備に関する事項 | P 3 0 |

3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P 3 0
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P 3 0
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P 3 0
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P 3 1
7	その他必要な事項	P 3 1

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は岡山県の東部に位置し、総面積 14,421ha で、民有林面積は 9,475ha である。そのうちヒノキを主体とした人工林面積は 727ha であり、民有林での人工林率は 7.7% で県平均よりかなり低い値である。また、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本町においても人工林の間伐の推進及び住宅地周辺の森林の整備及び保全を積極的に実施することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 森林の機能と望ましい姿

森林の機能	望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その他土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の加速化の必要性等にも配慮する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、森林の状況を的確に把握するため森林クラウドの効率的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第２表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。 また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化などの天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。 この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の施業又は経営の実施等については、林業普及指導員、林業事業体等との連絡調整を行い、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施に向けての取り組みが行えるよう努力するとともに、町土保全のための森林施業の重要性の呼びかけを森林所有者へ行う。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して、第 3 表のとおり定める。

第 3 表 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
和気町	40 年	45 年	35 年	40 年	15 年	20 年

注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30 % 以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40 % 以下）とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからキまでに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進する。
- ウ 野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。
- エ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- オ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- カ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- キ 上記ア～カに定めるものを除き「主伐等における伐採・搬出の指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第４の１（２）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３ その他必要な事項

特になし

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

（１）人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの活用を努め、人工造林の対象樹種を第４表のとおり定める。

なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し該当区域を表示する。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は和気町産業振興課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ	

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は和気町産業振興課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
スギ・ヒノキ	密仕立て	4, 5 0 0	全域
スギ・ヒノキ	中仕立て	3, 0 0 0	全域
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2, 0 0 0	全域
マツ	中仕立て	5, 0 0 0	全域
クヌギ	中仕立て	3, 0 0 0	全域

イ その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらえの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項について第6表のとおり定める。また、造林にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキの植栽のほか、伐

採とコンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努める。

第6表 その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地拵えを行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付け丁寧とする。
植栽の時期	春植えは、3月中旬～4月上旬までに行うことを基本とする。 秋植えは、気候その他の条件を勘案し、苗木の根の成長が鈍化した時期（11月頃）に行う。

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定める。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、岡山県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

（1）天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	岡山県天然更新完了基準による
ぼう芽による更新が可能な樹種	〃

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を第8表に定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定める。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
岡山県天然更新完了基準による	10,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、土表処理、刈出し、植込み、芽かき及び植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈 出 し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植 込 み	植栽後に獣害又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽を行う作業。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い

	芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。
--	---

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の

本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育、根などの発達の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、第11表に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

第11表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材	3,000	14	17	21	25	【選木方法】 1,2回目は形質不良木を中心に3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。 【間伐率】 材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。
	一般材		17	21	26	31	
	大径材		19	26	35	—	
ヒノキ	小径材	3,000	17	22	27	32	【間伐率】 材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。
	一般材		21	26	31	37	
	大径材		21	28	37	—	

注) 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第12表に定める。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

第12表 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	△	①	①	①	△	△										
	ヒノキ	△	①	①	①	△	△	△	△								
つる切り	スギ							←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ									←	△	→	→	→	→		
除伐	スギ								←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ									←	△	→		←	△	→	

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～8月頃を目安とする。	
つる切り	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。	
除伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。	

注) ○印は通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準。

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、次のように定める。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるように記載する。

(1) 水源^{かん}涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源^{かん}涵養^{かん}保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養^{かん}機能が高い森林など「水源^{かん}涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、別表14により定める。

なお、当該区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源^{かん}涵養^{かん}機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源^{かん}涵養^{かん}機能維持増進森林以外の森林」を第13表により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫^{れき}地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定める。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業をアの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業をアの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることとし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定める。

なお、長伐期施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については、第14表により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図

るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるようにする。

(2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮及び地域における森林資源の保続に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的かつ効率的な木材等林産物の生産・供給が可能な資源構成となるよう、計画的かつ生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

第13表 区域の設定

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源 ^{かん} の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	下記以外全域	8,224.91
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧佐伯町 1林班イ, 二, ロ 2林班ホ, ロ 4林班ハ 5林班イ, ロ 6林班イ, ロ, ハ 10林班二 11林班イ, ハ 12林班イ, ハ	183.52

	15林班ハ 23林班二 25林班二, ホ 26林班ロ 旧和気町 11林班二 15林班イ, ロ 24林班二, ハ 25林班イ 32林班ト, チ 33林班ロ, ハ 35林班ホ, ト, ヘ 41林班ヘ, ト 51林班ハ 52林班イ, ハ 58林班ロ, ハ 59林班ロ, ハ, 二 60林班ロ, ハ 78林班ロ, ハ	
快適な環境の形成 の機能の維持増進 を図るための森林 施業を推進すべき 森林	旧佐伯町 10林班イ, ロ, ハ 12林班イ, ロ 13林班 14林班 22林班 ～ 24林班 26林班ヘ 27林班二, ホ 28林班 ～ 30林班 46林班 48林班イ 49林班 51林班 旧和気町 10林班ハ, 二 11林班イ 12林班イ, ロ, ハ 20林班 21林班 22林班	1, 174. 75

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧佐伯町 25林班ト、チ	18.82
木材の生産機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		0

第14表 区域の設定

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	下記以外全域	8,224.91
長伐期施業を推進すべき森林	旧佐伯町 10林班イ, ロ, ハ 12林班イ, ロ 13林班 14林班 22林班～24林班 26林班 27林班二, ホ 28林班～30林班 46林班 48林班イ 49林班 51林班 旧和気町 10林班ハ, ニ 11林班イ	1,174.75

		12林班イ, ロ, ハ 20林班 21林班 22林班	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	旧佐伯町 1林班イ, 二, ロ 2林班ホ, ロ 4林班ハ 5林班イ, ロ 6林班イ, ロ, ハ 10林班二 11林班イ, ハ 12林班イ, ハ 15林班ハ 23林班二 25林班二, ホ 26林班ロ 旧和気町 11林班二 15林班イ, ロ 24林班二, ハ 25林班イ 32林班ト, チ 33林班ロ, ハ 35林班ホ, ト, ヘ 41林班ヘ, ト 51林班ハ 52林班イ, ハ 58林班ロ, ハ 59林班ロ, ハ, 二 60林班ロ, ハ 78林班ロ, ハ	183.52
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		0

3 その他必要な事項

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の多くが5ヘクタール以下の小規模所有形態となっているが、一方で経営意欲のある森林所有者が多く存在し、今後、森林施業をより一層計画的、組織的に行う必要がある。

また、森林所有者による経営が望めない森林については、森林組合や林業事業体、経営意欲のある森林所有者との森林施業の集約化による経営規模の拡大を促してゆく。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など、森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指す。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用した施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託に係る森林については、面的なまとまりをもった施業の実施に努める。

また、森林経営の受託に当たっては、当該森林の立木竹の育成ができるものとし当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めるとともに、経営を委託する森林所有者の意向を十分に確認しながら行う。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が町森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合が図られたものとなるように留意する。

5 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者の所有規模は小さく、また人工林が点在しているため施業の共同化が行いに

くい状況にあるが、今後急増する高齢級の人工林について、放置する訳にはいかない。

長期展望に立った林業諸施策の実施及び町土の保全のためにも、区長会等の機会を捉え、共同化が少しでも行えるよう森林施業の重要性を森林所有者に呼びかける。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

県、林業普及指導員と連絡調整を行い、長期展望に立った林業諸施策の実施及び町土の保全のためにも区長会等の機会を捉え、共同化が少しでも行えるよう森林所有者に呼びかける。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

県、林業普及指導員と連絡調整を行うとともに、森林所有者等の意向確認を十分に行い、意向に即した森林施業が行えるよう努める。

4 その他必要な事項

民有林と国有林の隣接した箇所においては、民有林と国有林で連携して森林整備を行う「森林共同施業団地」の設定や、林産物の安定供給システムによる販売を推進し、国有林と民有林の共同による効率的な森林施業や林産物の安定供給体制の構築を図ることとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第15-1表に記載する。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこと、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第15-2表に記載する。

第 15-1 表 路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	35 ～ 50	65 ～ 200	100 ～ 250
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	25 ～ 40	50 ～ 160	75 ～ 200
	架線系 作業システム		0 ～ 35	25 ～ 75
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	15 ～ 25	45 ～ 125	60 ～ 150
	架線系 作業システム		0 ～ 25	15 ～ 50
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 ～ 15	—	5 ～ 15

第 15-2 表 作業システムの考え方

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網	細部路網	伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り	運搬
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系	150 ～200	30 ～75	ハーベスタ チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系	200 ～300	40 ～100	ハーベスタ チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ～300	チェンソー	スイングヤーダ タワヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系	300 ～500	50 ～125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ～500	チェンソー	スイングヤーダ タワヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35° ～)	架線系	500 ～1500	500 ～1500	チェンソー	タワヤーダ	プロセッサ	トラック

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を第 16 表に設定する。

第16表 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針（平成24年4月2日治第1号）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

地域森林計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画に基づき第17表に示す。また、別添図によりその位置等を図示する。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

第17表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	該当なし								
計									

拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	箇所	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
改良	該当なし								
計									

拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
舗装	該当なし								
計									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け、8林野

基第 158 号林野庁長官通知) 等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針(平成 23 年 4 月 28 日治第 69 号)に則り開設するとともに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の状況を表 18 に示す。

第 18 表 森林整備施設の状況

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
該当なし				

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

県、林業普及指導員、森林組合、林業労働力支援センターとの連絡調整を行うとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等様々な人材の活躍・定着等へ向けて、林業の担い手の養成・確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために林業機械の導入の促進を図る。

第 19 表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	町内一円	チェーンソー	チェーンソー
造材		チェーンソー	チェーンソー
集材		林内作業車 ミニショベル 2 t トラック	林内作業車 スイングヤーダ 2 t トラック
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

第 20 表 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の（１）及び（２）について記載する。

（１）区域の設定

鳥獣害防止森林区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づきニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれ

のある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として、別表３に定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実績に応じ単独又は組み合わせで推進する。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努める。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表３ 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
ニホンジカ	旧和気町	1～19 林班, 25～33 林班, 36～53 林班 57～61 林班, 64 林班, 68 林班	3435. 56
	旧佐伯町	9 林班, 13～15 林班, 17～24 林班 26～38 林班, 43～47 林班, 54～60 林班	2368. 48

2 その他必要な事項

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林組合及び森林所有者等による巡視などにより現地の被害状況を確認し、森林組合及び森林所有者等が行う防除活動等を推進する。また、町内の国有林においては、岡山森林管理署と連携し、効率的なニホンジカ等捕獲に努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

地域森林計画で定める森林病虫害の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項及び関係する行政施策を踏まえ、次の1～5について記載する。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の一層の推進を図る

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林組合及び森林所有者等による巡視などにより現地の被害状況を確認し、森林組合及び森林所有者等が行う防除活動等を推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、火山警防等を適時適切に実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条第1項の火入れを行う場合は、和気町火入れに関する条例に基づく許可を受けること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、第21表に示す。

第21表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備 考
(旧佐伯町) 43林班ハ、ニ、44林班、45林班ハ、ニ、60林班ロ (旧和気町) 6林班イ、ニ、7林班イ、ハ、8林班イ、ロ、ホ、ヘ、9林班、11林班、17林班ロ～ニ	

(2) その他

- ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。
- イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域の基準に基づき、地域森林計画において保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林とされている森林等であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定める。

第22表 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める当該保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針に基づき、択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定める。

造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第23表に定める。

第23表 造林、保育、伐採その他及び施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林 保育 伐採	該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第24、25表に定める。

第24表 森林保健施設の整備

主な森林保安施設	留 意 事 項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
該当なし		

(2) 立木の期待平均樹高

第25表 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
該当なし		

4 その他必要な事項

なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

オ 経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1項の規定に基づく区域

区域名	旧市町村名	林班	区域面積 (ha)
和気 1	和気町	12～50・53～62	3,242.02
和気 2	和気町	1～11・51～52・63～91	2,371.59
佐伯 1	佐伯町	1～29	1,969.67
佐伯 2	佐伯町	30～60	2,011.99

2 生活環境の整備に関する事項

UIJターナー者などが地域に安住するために必要な生活環境施設の整備について記載する。

第26表 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした森林の総合利用に対応した森林の整備構想を記載するとともに、森林の総合利用施設の整備計画について第27表に定める。

第27表 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		(将来)		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
和気美しい森	木倉	61ha			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

フジみどりの少年隊等の活動を支援する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

なし

(3) その他

なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

第28表 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作 業 種	面 積	備 考
未定	未定	未定	未定

7 その他必要な事項

盛土等による災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。